

芦屋市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者その他のサービス事業者に対し、物価高騰対策支援金を支給することにより、事業者の負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険サービス事業所等 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険サービス事業等を行う者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス又は地域生活支援事業を行う者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定するサービス事業を行う者のうち、別表第1に定める事業を実施する者をいう。
- (2) 物価高騰対策支援金 前条の目的を達するために支給する支援金をいう。

(支給対象者)

第3条 この要綱において支給の対象となる者は、芦屋市内に住所を有し、指定権者より指定を受け介護保険サービス又は障害福祉サービスを提供する事業所を有する法人又は兵庫県に届出をした地域活動支援センターを有する法人であって、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 対象となる事業所の開設年月日が令和7年3月31日以前であること。
- (2) 令和7年10月にサービス提供実績があること。
- (3) 支給申請時点で事業を継続していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は支給対象者とならない。

- (1) 申請者又は従業員が、芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）

第2条第2号に規定する暴力団員又は第3号に規定する暴力団密接関係者である者

- (2) この支援金の支給決定が既になされた者
- (3) 公序良俗に反する事業を営んでいる者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

(支援金の額)

第4条 支援金額は、予算の範囲内において支給するものとし、その金額は別表第2に掲げるとおりとする。

(申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、芦屋市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、令和7年10月の介護給付費等収入の額を証する書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

2 支援金の支給を申請することができる期間は、市長が指定する期間とする。

(支援金の支給)

第6条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、支援金の支給を適当と認めたときは、芦屋市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、支援金を支給することとし、支援金の支給を不適当と認めたときは、芦屋市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金却下決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(支給の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により支援金の支給を受けたとき。
- (3) その他市長が支援金を支給することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、芦屋市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金支給決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(支援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金が既に支給されているときは、芦屋市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金返還命令書(様式第5号)により、当該支給を受けた者に対し、その返還を命じるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

対象となるサービス事業

介護保険法に規定する介護保険サービス事業等を行う者	(ア) 居宅介護支援 (イ) 訪問介護 (ウ) 訪問看護 (エ) 介護予防訪問看護 (オ) 訪問入浴介護 (カ) 介護予防訪問入浴介護 (キ) 訪問リハビリテーション (ク) 介護予防訪問リハビリテーション (ケ) 通所介護 (コ) 通所リハビリテーション
---------------------------	---

	<p>(サ) 介護予防通所リハビリテーション</p> <p>(シ) 特定施設入居者生活介護</p> <p>(ス) 介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>(セ) 介護老人福祉施設</p> <p>(ソ) 介護老人保健施設</p> <p>(タ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>(チ) 夜間対応型訪問介護</p> <p>(ツ) 地域密着型通所介護</p> <p>(テ) 認知症対応型通所介護</p> <p>(ト) 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>(ナ) 小規模多機能型居宅介護</p> <p>(ニ) 介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>(ヌ) 認知症対応型共同生活介護</p> <p>(ネ) 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>(ノ) 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>(ハ) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</p> <p>(ヒ) 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>(フ) 第1号訪問事業</p> <p>(ヘ) 第1号通所事業</p> <p>ただし、上記サービス事業のうち以下に示す組み合わせについては第3条の事業を判断する際、同一の事業とみなす。</p> <p>(1) イ、フ</p> <p>(2) ウ、エ</p> <p>(3) オ、カ</p>
--	---

	<p>(4) キ、ク (5) ケ、ヘ (6) コ、サ (7) シ、ス (8) ツ、ヘ (9) テ、ト (10) ナ、ニ (11) ヌ、ネ</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス又は地域生活支援事業を行う者</p>	<p>(ア) 居宅介護 (イ) 重度訪問介護 (ウ) 同行援護 (エ) 行動援護 (オ) 療養介護 (カ) 生活介護 (キ) 重度障害者等包括支援 (ク) 施設入所支援 (ケ) 自立訓練 (コ) 就労移行支援 (サ) 就労継続支援 (シ) 就労定着支援 (ス) 自立生活援助 (セ) 共同生活援助 (ソ) 計画相談支援 (タ) 移動支援事業 (チ) 日中一時支援事業 (ツ) 地域活動支援センターを運営する事業</p> <p>ただし、上記サービス事業のうち以下に示す組み合わせについては第3条の事業</p>

	を判断する際、同一の事業とみなす。 (1) ア、イ、ウ、エ、タ
児童福祉法に規定するサービス事業を行う者	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援

別表第2 (第4条関係)

介護保険法に規定する介護保険サービス事業等を行う者

事業種別	支援金の額 (円)	
居宅介護支援	50,000円	
訪問系サービス (別表第1 介護保険法に規定する介護保険サービス事業等を行う者の項 (イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(タ)、(チ)、(フ))	50,000円	
通所系サービス (別表第1 介護保険法に規定する介護保険サービス事業等を行う者の項 (ケ)、(コ)、(サ)、(ツ)、(テ)、(ト)、(ナ)、(ニ)、(ヒ)、(ヘ))	300,000円	
施設系サービス (別表第1 介護保険法に規定する介護保険サービス事業等を行う者の項 (シ)、(ス)、(セ)、(ソ)、(ヌ)、(ネ)、(ノ)、(ハ))	定員30人未満	500,000円
	定員30人以上	1,000,000円

※介護保険法第71条第1項 (同法第115条の11において準用する場合を含む。) によるみなし指定を受ける事業所は除く。

※短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護を含む。) と一体的に運営が行われる (セ) 及び (ハ) の定員については、それぞれの定員を合算した数とする (ただし、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号) 第121条第2項の適用を受けるものを除く。)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス又は地域生活支援事業を行う者

事業種別	支援金の額（円）
計画相談支援	50,000円
訪問系サービス（別表第1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス又は地域生活支援事業を行う者の項（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（キ）、（シ）、（ス）、（タ））	50,000円
通所系サービス（別表第1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス又は地域生活支援事業を行う者の項（カ）、（ケ）、（コ）、（サ）、（チ）、（ツ））	300,000円
施設系サービス（別表第1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス又は地域生活支援事業を行う者の項（オ）、（ク）、（セ））	500,000円

※介護保険法に規定する介護保険サービス事業等を行う者を除く。ただし、第3条第1項第2号に規定する月において介護保険サービス事業等を行っていない場合は、この限りではない。

児童福祉法に規定するサービス事業を行う者

事業種別	支援金の額（円）
保育所等訪問支援	50,000円
児童発達支援、放課後等デイサービス	300,000円